

評価表（評価項目一覧表）

評価項目	評価基準（視点）	配点
1. 応札者の経験・能力等		20
ア.	本業務に必要な類似業務経験（企業等の定期健康診断）がある。	5
イ.	最も類似する業務経験（3件以内）の事業規模、内容等から、十分な能力があると評価できる。	10
ウ.	資格・認証等	5
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護管理体制がとられている。 資格・認証（プライバシーマーク、情報セキュリティに関する資格（ISO27001/ISMS））を確認するとともに、健診データの取り扱い方法を評価する。 ・トラブル、事故に対する体制がとられている。 ・女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合は評価する ・次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」を受けている場合は評価する。 ・若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は評価する。 	5
2. 業務の実施方針等		165
ア.	本業務の内容を正しく理解した業務実施の基本方針、実施体制、業務フローとなっている。また、社の特徴や発注者の事務的負担軽減のための方策が明記された提案内容となっている。	25
イ.	健康診断の実施	
	①医療機関の所在地 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の所在地は、JICA本部から乗継・所要時間等利便性のよい場所にある。 ・JICA本部から乗継・所要時間等利便性のよい場所にある医療機関と連携することも可能である。 	15
	②予約 <ul style="list-style-type: none"> ・予約可能時間、予約手段、予約枠確保などが考慮されている。 ・検査日や予約枠の制限が少ない。 ・予約日から受診日までの平均日数（繁忙期、閑散期）が適切である。 ・至急の予約に対応できる。 	40
	③検査の実施 【健診の内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・医師の診察項目（腹部触診の有無等） 【質の管理】 <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルや研修によるスタッフの教育体制がある。 ・第三者による精度管理調査等に参加している。または、関係する資格・認証を有している。 （例）全国労働衛生団体連合会 総合精度管理調査、日本医師会 臨床検査精度管理調査 日本総合健診医学会、日本総合健診施設協議会等の臨床検査精度管理調査 【事後のフォローアップ体制】 <ul style="list-style-type: none"> ・健診で異常があった場合の精密検査、外来治療、病院紹介が可能である。 ・できない検査がある場合、協力医療機関の紹介が可能である。 	15
ウ.	事務処理のミスを防ぐ体制	
	<ul style="list-style-type: none"> ・受診者明細書について、実施月、氏名、金額の内容に齟齬なく確認体制がある。 ・上記以外でも、事務処理ミスを防ぐ体制がある。 	30
エ.	判定・検査結果の提出	
	<ul style="list-style-type: none"> ・受診から検査結果提出までの所要日数（健診、各種精密検査）が適切である。 ・JICA基準での判定・結果提出に柔軟に対応できる。 	30
オ.	その他の業務の実施方針等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・接種可能な海外渡航者向け予防ワクチンの種類が豊富である。 ・海外医療情報の提供ができる。 ・その他JICA及び健康診断対象者にとって受診しやすい、管理しやすい等の業務の実施方針等を評価する。 	10
3. 業務総括者の経験・能力等		15
ア.	類似業務の経験	
	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、健康診断に関する各種支援業務とする。 ・概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高く評価する。 	5
イ.	業務総括者としての経験	
	最近10年の総括経験に対し高く評価する。	5
ウ.	その他学位、資格等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格、業務経験などがあるか。 ・その他、業務に関連して評価すべき項目があるか。 	5
合計		200